

別 紙

答申第92号

答 申

1 審査会の結論

島根県知事（以下「実施機関」という。）が一部非公開とした本件異議申立ての対象となった公文書のうち「1. 生徒数」（当事者の主張は、「生徒」「学生」の両方の表記が混在しているが、本答申では、「生徒」という表記で統一する。）については、次の部分を除き公開すべきである。

・「生徒数」、「入学状況の入学者数」、「前年度の状況」の各欄のうち、学科別の生徒数

2 本件諮問に至る経緯

- (1) 平成22年7月8日及び平成23年6月3日に学校法人Aより島根県情報公開条例（平成12年12月26日島根県条例第52号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づく公文書公開請求があった。
- (2) 請求の内容は、平成22年7月8日付け請求が「平成21年・平成22年の5月1日現在の専修学校B及び専修学校Cの特定2学科の学年別生徒数計・入学者数・卒業者数」（以下「請求1」という。）平成23年6月3日付け請求が「平成23年の5月1日現在の専修学校B及び専修学校Cの特定2学科の学年別生徒数計・入学者数・卒業者数」（以下「請求2」という。）である。
- (3) 実施機関は、当該専修学校を経営する異議申立人及び学校法人Eに対し請求1については平成22年7月14日付けで、請求2については平成23年6月9日付けでそれぞれ条例第15条第1項の規定に基づき意見書の提出機会を付与するため意見提出に係る通知を行った。
- (4) これに対して、学校法人Eは公開に支障がない旨の意見書を請求1については平成22年7月16日に、請求2については平成23年6月9日に、異議申立人は公開に支障がある旨の意見書を請求1については平成22年7月20日に、請求2については平成23年6月14日にそれぞれ実施機関に提出した。
- (5) 実施機関は、請求1については平成22年7月22日付けで、請求2については平成23年6月17日付けで、公開請求者に対して公文書公開決定等期間延長を通知した。
- (6) そして、請求1については平成22年8月5日付けで、公文書「専修学校B及び専修学校Cの私立専修学校・各種学校実態調査（平成21年・平成22年の5月1日現在）」についてが、請求2については平成23年7月19日付けで、公文書「専修学校B及び専修学校Cの私立専修学校・各種学校実態調査（平成23年の5月1日現在）」についてが、それぞれ条例第7条第2号に該当するとして、関連部分の部分公開決定を行った。

非公開部分は、「記入者氏名」、「夜間・休日における緊急連絡先の職名、氏名、連絡先」であった。

- ( 7 ) この決定に対し、異議申立人は部分公開決定を不服として請求 1 については平成 22 年 8 月 16 日に、また、請求 2 については平成 23 年 8 月 2 日に異議申立てを行った。  
なお、同日、異議申立人が行政不服審査法第 3 4 条第 3 項に基づき執行停止の申立を行い、請求 1 については平成 22 年 8 月 20 日及び請求 2 については平成 23 年 8 月 2 日に実施機関が執行停止を決定して、その旨を異議申立人及び公開請求者に通知している。
- ( 8 ) 実施機関は、条例第 2 0 条第 1 項の規定に従い、請求 1 については平成 22 年 8 月 23 日付け、また、請求 2 については平成 23 年 8 月 2 日付けで当審査会へ諮問書を提出した。

### 3 異議申立人の主張

#### ( 1 ) 異議申立ての趣旨

本件公文書の学年別生徒数・入学者数・卒業者数の非公開決定を求める。

#### ( 2 ) 異議申立ての理由

異議申立人の異議申立書、意見書等による主張の要旨は次のとおりである。

##### ア 条例第 7 条第 2 号該当性について

公開によって、高校ごとの進学状況とデータを突き合わせれば個人名その他を特定することが可能となり、生徒の人権が損なわれるおそれがある。

すなわち、各専門学校は頻繁に高校から情報収集を行っており、在学者数が学科・学年ごとに分かれば、年ごとの差異により、高校別に退学者数が分かる。その情報を高校の進路担当教員に示せば、生徒個人が特定可能となり、さらにその理由が病気等であれば当該生徒の人権問題に発展しかねない。

##### イ 条例第 7 条第 3 号該当性について

少子化が進む状況下において、専門学校間の生徒獲得競争は激化しており、唯一の 3 年生課程をおく本校は、競合校に比べ、退学・留年者が多い。

その理由は経済的なもの・身体的なもの・進路選択のミスマッチ等様々であり、また、年度間の変動、学科ごとの差異が大きい。

このようなことから、生徒数については、年を追った動向を分かり易い形で公開する必要があるが、1・2 年分のデータのみの切片を基にすると、退学や休学の理由は分からず、実状を理解することは難しい。また、正確な生徒数の把握ができず、例えば、「入学した大半の生徒は卒業できない」などの誤った引用が可能となる。

すなわち、データの一部のみを取り上げ、それがあたかも学校全体のことであるかのように喧伝することが可能となり、生徒募集の上で大いに利益を害するおそれがある。

また、競合校がこれまで口頭で行っていた生徒数に関する説明を県の公文書という公的なものを持ち込んで行うこととなり、正しくない説明でも信憑性を増すおそれがでてくる。

学校教育法や私立学校法による情報公開の動きは承知しており、本校においても自己評価の実施や「中退ゼロ運動」の取り組みなど情報公開へ向けての努力を

始めたばかりであり、過去のデータあるいは細かい生徒数に関する公開は不利益を被るおそれがある。

ウ その他の主張

実施機関は、情報が不適切に利用されるとの前提にたったものとの主張をしているが、情報が不適切に利用されることはないとの前提も同様に成立しない。ゆえに、当該公文書の公開によって、生徒の人権及び本法人の地位、利益が害されるおそれがあり、公開すべきではない。

4 実施機関の主張

実施機関の理由説明書による主張の要旨は次のとおりである。

(1) 条例第7条第2号該当性について

私立専修学校・各種学校実態調査における生徒数計、入学者数及び卒業者数は、個人に関する情報には該当せず、特定の個人の権利利益を害するおそれがあるとは認められない。

ただし、記入者氏名欄の氏名、夜間・休日における緊急時連絡先欄の職名、氏名及び連絡先は、条例第7条第2号に該当し、特定の個人が識別される情報であるため非公開とした。

(2) 条例第7条第3号該当性について

当該公文書を公開することにより、当該法人の権利、競争上の地位その他の正当な利益を害するとは認められない。

(3) その他の主張

異議申立人の主張は、公開請求者が公開を受けた情報を不適切に利用するという前提に立ったものであり、公文書の公開のみをもって、生徒個人の特定及び当該法人の競争上の地位をおとしめる風評へつなげるものとは認められない。

5 審査会の判断

(1) 条例の基本的な考え方

条例の目的は、地方自治の本旨にのっとり、県民が県政に関し必要とする情報を適切に得ることができるよう、公文書の公開を請求する権利につき定めること等により、県政に関する情報の一層の公開を図り、もって県民に説明する責務を全うするとともに、県政に対する理解と信頼の下に県民参加による開かれた県政を推進することである。

条例の基本理念は原則公開であり、非公開とする情報の範囲を定めるに当たっての基本的な考え方は、請求者の権利と請求された公文書に情報が記録されている個人・法人・その他の団体の権利利益及び公益との調和を図ることにある。

当審査会は、情報公開の理念を尊重し、条例を厳正に解釈して、以下のとおり判断する。

(2) 本件対象公文書について

本件対象公文書は、実施機関が私立学校法第6条に基づき、県内各私立学校の実態を把握するために、毎年1回、当該年の5月1日現在の生徒数等を調査し提

出された調査票のうち、専修学校B及び専修学校Cの調査票の生徒数に関する部分である。

(3) 併合審査について

請求1及び請求2は、平成21年から平成23年の各年の5月1日現在の私立専修学校・各種学校実態調査であり、いずれも同一の調査であることから、異議申立人の了解のうえ、併せて審議を行った。

(4) 審査対象について

実施機関が非公開とした「記入者氏名」「夜間・休日における緊急時連絡先の職名、氏名、連絡先」については、異議申立人は意見書及び意見陳述において特に主張をしていない。

したがって、審査会は実施機関が原決定において非公開とした上記部分については、審査の対象としない。

(5) 条例第7条第2号について

本号は、基本的人権を尊重し個人の尊厳を守る立場から、個人のプライバシーを最大限に保護するため、個人に関する情報は原則として非公開とすることを定めたものである。

(6) 条例第7条第2号該当性について

異議申立人は、年度ごとの生徒数の差から休学・退学者数等が分かり、出身高校の進路担当教員にとっては休学・退学者等の個人名や休学・退学等の理由までもが特定可能であり、そのことが生徒本人及び家族に伝わることにより人権問題にまで発展すると主張する。

ア「特定の個人が識別され、若しくは識別されうるもの」について

確かに、年度ごとの実態調査票の生徒数の差から休学・退学あるいは留年等と想定される数は計算可能であるが、そのことによって、休学・退学者あるいは留年者等の個人を特定し得る者は、出身高校の進路担当教員あるいは当事者を知る周辺の者のみであり、一般人が特定することはできない。

また、本号の個人情報には、直接的に識別される氏名等の情報のほか、「他の情報」と組み合わせることにより識別される情報も含まれる。しかしながら、この「他の情報」には、特定人のみが知っている情報や詮索的活動により入手し得る情報等は含まれない。よって、出身高校の進路担当教員のみが知り得ている情報によって進路担当教員が当該生徒を特定できたとしても本号には該当しない。

イ「特定の個人を識別することはできないが、公開することによりなお特定の個人の権利利益を害するもの」について

個人は特定されないものの、個人の人格にかかわる評価や人に知られたくないと望む個人の機微な情報は非公開とすることができる。

本件の情報は、単なる統計的数値であり、年度別の生徒数の差からは、その原因が休学・退学あるいは留年等のいずれかであるかは想定されはするものの確定することはできないし、さらに、経済的又は健康上の事情など生徒個人にとっての詳細・機微な事情についてまで図り知ることはできず、個人の権利利益を侵害するものとはいえない。

( 7 ) 条例第 7 条第 3 号について

本号は、法人等又は事業を営む個人の事業活動の自由その他の正当な利益を尊重し保護する観点から、公開することにより、事業を行うものの権利、事業活動その他正当な利益を害するような情報は非公開とすることを定めたものである。

本号の「権利、競争上の地位を害すると認められるもの」とは、法人等又は事業を営む個人の事業活動上保護されている権利又は生産技術・販売・営業に関する情報であって、公開することによりこれらの事業活動に対しその権利を侵害し、又は競争上の不利益を与えると認められるものをいう。また、「その他正当な利益を害すると認められるもの」とは、直接その権利の侵害、競争上の不利益を与えらるゝのではなくても、公開することにより、法人等又は事業を営む個人の社会的信用、社会的評価、社会的活動の自由等が損なわれると認められるものをいう。

( 8 ) 条例第 7 条第 3 号該当性について

ア 基本的考え方

専修学校とは、学校教育法（以下「学教法」という。）第 1 条に規定されている小学校など（以下「1 条校」という。）以外の教育施設で、「職業若しくは實際生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図ることを目的として」学教法に定める組織的な教育を行うものをいい（学教法第 82 条の 2）、高等課程、専門課程又は一般課程を置くこととされている（学教法第 82 条の 3）。

この専修学校を運営する学校法人は、私立学校法の規定に基づき、それぞれの自主性や独自性を生かした教育・研究活動を行い、独自の教育理念に基づく方針により、独自の手法を用いて運営が行われている。

一方、学校法人は教育事業という公共性、公益性の高い事業を行っており、それゆえに公的助成や税制上の優遇措置もとられている。

したがって、学校法人には、その経営や学校間の生徒獲得競争からの観点以上に、在校生や入学志願者、保護者の適切な選択に資する観点や広く県民に対するより大きな説明責任を果たすとの観点を重視して情報公開への適切な対応が求められると考える。

このような中、学校法人については、平成 16 年の私立学校法の一部改正により、従前より義務付けられている財務書類の作成及び備え付けに加えて、新たに事業報告書等の作成及び利害関係者への閲覧に関する義務（私立学校法第 47 条）が加えられ、また、平成 19 年の学教法の一部改正により、1 条校と同様に、自己評価の義務化や関係者評価の努力義務化、教育活動等に関する情報の積極的提供の義務化（学教法第 133 条）が図られている。このように、公開対象情報も財務関係情報だけでなく、法人の事業概要や生徒数など学校の状況に関する情報も加えられるなど、より一層の情報公開が求められている。

以上から、条例第 7 条第 3 号該当性については、学校法人が晒されている厳しい競争環境や学校運営の自主性、独立性には配慮しつつも、それ以上に教育事業という高い公共性、公益性を持ち、公的な認可を受け、さらには、公費助成を受ける教育の実施主体としての説明責任を果たす観点や在校生、入学志願者や保護者等関係者に有用な情報を提供しその適切な選択に資する観点をより重視して判断をする。

## イ 該当性の判断

異議申立人は、少子化が進む中、専門学校間の生徒獲得競争は激化しており、生徒数が判明すると、競争相手校に生徒募集の際に都合の良い形で利用され、大いに不利益を被ると主張する。

また、請求のあった年度の特定学科については、退学者が多くあった特異な年度であり、その点を強調されると不利益を被るとも主張する。

異議申立人が主張するこの生徒募集の際の競合校との関係については、仮に本件情報を使用した競合校の説明による誤った引用や一部の事象があたかも学校全体のごとく喧伝されたとしても、それは、自校の特徴や優位性を十分に説明することにより解消される問題（実際に異議申立人は自校のホームページにおいて「学校選びのポイント」として丁寧に説明している。）であり、これらの誤解・喧伝が直ちに生徒募集に弊害を与えるとの必然性は認められない。

ところで、学校法人の経営状況に関する情報が記載されている財務諸表に関しての最高裁判例（最3小判平成13年11月27日・平成9年（行ツ）241号）及びこれまでの当審査会答申（答申第58号・平成19年8月16日）において、その経営方針や経営戦略など経営上のノウハウまでが判明する詳細な情報、すなわち、財務諸表の大科目部分以外の科目の公開は法人運営に支障が生じうるとの判断を示している。

この判断を変更する特段の事情を認めることはできない。そうすると、生徒数の学科・学年別の情報は、たとえば、学校のホームページ等で公表されている学科ごとの入学納入金や授業料を基にすれば、財務諸表の大科目「学生生徒等納付金」を構成する小科目「授業料」等が判明し、当該学校法人の経営状態や収入に直結することとなり法人の経営内容を示す機微な内部管理情報が判明することとなる。

したがって、学科別の生徒数・入学者数・5月1日生徒数・卒業者数は条例第7条第3号に該当する。

### (9) その他の主張について

公開された情報の利用については、条例第4条に規定するとおり、公開によって得た情報を適正に使用しなければならず、その利用方法によっては、公開を受けた情報を利用することが権利の濫用になる場合もあり得るが、それは別個の問題であり、公開可否の判断には影響を及ぼすものではない。

### (10) 以上から、冒頭「1 審査会の結論」のとおり判断する。

なお、審議過程において、本件情報は、5(7)の「基本的考え方」のとおり学校に関する基礎的情報であり、教育事業という公共性・公益性やその説明責任の観点と生徒獲得競争等の学校経営上の観点を比較した場合、前者の方がより重視されるべきであり、全部公開とすべきものではないかとの意見があった。

しかし、専修学校関係情報については、関係法令の改正により情報提供の一層の実施が求められているにも拘わらず、その取組は現時点においては1条校に比べて十分には進展しておらず、国においては取組の目安となるガイドラインの作成等今後の体制整備に向けた検討がされている段階である。

したがって、当審査会としては、この度の答申の判断は、全部公開すべきとの認識を持ちつつも現時点での国及び全国的な状況を勘案したうえでのやむを得ない結論であると考えます。

今後、積極的に情報提供が行われ、開かれた専修学校の姿が示されることを期待する。

( 諮問第 1 0 9 号及び諮問第 1 1 3 号に関する審査会の処理経過 )

年 月 日	内 容
平成 2 2 年 8 月 2 3 日	実施機関から島根県情報公開審査会に対し諮問 ( 第109号 )
平成 2 2 年 9 月 8 日	実施機関から非公開理由説明書を受理
平成 2 2 年 9 月 3 0 日	異議申立人の意見書を受理
平成 2 3 年 6 月 2 3 日 ( 審査会第 1 回目 )	審議
平成 2 3 年 7 月 2 1 日 ( 審査会第 2 回目 )	審議
平成 2 3 年 8 月 2 日	実施機関から島根県情報公開審査会に対し諮問 ( 第113号 )
平成 2 3 年 8 月 2 5 日 ( 審査会第 3 回目 )	異議申立人から意見聴取
平成 2 3 年 9 月 1 5 日 ( 審査会第 4 回目 )	審議
平成 2 3 年 1 0 月 1 3 日 ( 審査会第 5 回目 )	審議
平成 2 3 年 1 1 月 1 0 日 ( 審査会第 6 回目 )	審議
平成 2 3 年 1 2 月 2 2 日 ( 審査会第 7 回目 )	審議
平成 2 4 年 1 月 2 6 日 ( 審査会第 8 回目 )	審議
平成 2 4 年 2 月 1 7 日	島根県情報公開審査会が実施機関に対し答申



(参考)

島根県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
笠 岡 耕 助	元(株)山陰中央新報社論説委員	会長代理
片 岡 佳 美	島根大学法文学部准教授	
藤 田 達 朗	島根大学大学院法務研究科教授	会 長
本 藤 三世子	(財)しまね女性センター経営委員	
丸 山 創	弁 護 士	